

工業用水道をご利用の皆様

令和元年 8 月
大阪広域水道企業団

工業用水道料金等に係る消費税率等の改定について

平素は、当企業団の工業用水道事業にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
標記について、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、工業用水道料金及びメーター使用料を令和元年 10 月から次のとおり変更しますのでお知らせします。

検針月と料金等に乗じる消費税率等の率

検針月		令和元年 9 月	令和元年 10 月	令和元年 11 月以降
消費税率等の率	給水料金	8%	8% (注)	10%
	メーター使用料	8%	10%	10%

(注) 平成 24 年改正消費税法附則第 5 条第 2 項の経過措置により、10 月に検針する給水料金（基本料金、超過料金及び使用料金）の消費税率等の率は 8% になります。

ただし、令和元年 10 月から給水を開始した場合の消費税率等の率は 10% になります。

料金及び納期限に関する問合せ先

北大阪地域（淀川以北）：

北部水道事業所 企画業務課 TEL：06－6875－2101

東大阪地域（淀川以南大和川以北）：

東部水道事業所 企画業務課 TEL：06－6725－0081

南大阪地域（大和川以南）：

南部水道事業所 企画業務課 TEL：0725－57－2181